

平成24年3月30日
法務省民商第886号

法務局長・地方法務局長

法務省民事局長通達

【通達】商業登記規則の一部を改正する省令（平成24年法務省令第7号）の施行等に伴い、商業登記オンライン申請等事務取扱規程を別添のとおり制定し、本年5月1日から実施することとしましたので、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、平成17年3月18日付け法務省民商第741号当職通達は、この通達により廃止します。

【別添】 商業登記オンライン申請等事務取扱規程

第1章 総則

（趣旨）

第1条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）及び商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う登記の申請又は登記事項証明書若しくは印鑑の証明書の交付の請求に関する事務は、法令、規則の規定に基づく法務大臣の定め及び商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達。以下「準則」という。）に定めるもののほか、この規程による。

（定義）

第2条 この規程において、「電子認証登記所」、「申請人等」、「申請書情報」又は「添付書面情報」とはそれぞれ規則第33条の7第1項に規定する電子認証登記所、規則第102条第1項に規定する申請人等若しくは申請書情報又は同条第2項に規定する添付書面情報をいう。

2 この規程において、次の（1）から（14）までに掲げる用語の意義は、それぞれ（1）から（14）までに定めるところによる。

（1）オンライン登記申請 規則第101条第1項の規定による同項第1号に掲げる登記

の申請をいう。

- (2) 証明書オンライン請求 規則第 101 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求をいう。
- (3) 電子署名 規則第 33 条の 4 に定める措置をいう。
- (4) 登記・供託オンライン申請システム 法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）であって、オンライン登記申請又は証明書オンライン請求を行う場合に用いられるものをいう。
- (5) 委任状情報 添付書面情報のうち、委任による代理人の権限を証する情報をいう。
- (6) 検証結果情報 電子署名の検証の結果及び電子証明書の有効性の確認の結果に係る情報をいう。
- (7) 歳入金電子納付システム 歳入金を電子的に納付することを可能とするシステムをいう。
- (8) 補正情報 申請の補正に係る情報に電子署名を行ったものをいう。
- (9) 納付状況情報 登録免許税又は登記手数料の納付の有無及び納付額に係る情報をいう。
- (10) 申請番号 申請書情報が登記・供託オンライン申請システムに到達したときに付与される番号をいう。
- (11) 取下事情報 申請の取下げに係る情報に電子署名を行ったものをいう。
- (12) 登記事項証明書交付請求書情報 登記事項証明書の交付の請求書に記載すべき事項に係る情報をいう。
- (13) 印鑑証明書交付請求書情報 印鑑の証明書の交付の請求書に記載すべき事項に係る情報に電子署名を行ったものをいう。
- (13) 印鑑証明委任状情報 代理人によって印鑑の証明書の交付の請求をするときに併せて送信すべき当該代理人の権限を証する書面に記載すべき事項に係る情報に電子署名を行ったものをいう。

第 2 章 オンライン登記申請に関する事務

(受付)

第 3 条 登記官は、申請書情報が提供されたときは、オンライン登記申請の受付の年月日及び受付番号の情報並びに申請書情報、添付書面情報及びこれらの検証結果情報（以下「申請書情報等」という。）を書面に印刷し、一括して管理する。

(登録免許税等の納付確認等)

第4条 申請書情報(納付された登録免許税又は登記手数料の額に不足がある場合において、申請書情報に記録した登録免許税額又は登記手数料に係る補正情報が提供されたときにあっては、補正情報。第2項及び第3項において同じ。)が登記・供託オンライン申請システムに到達したときは、歳入金電子納付システムにより登録免許税又は登記手数料を納付することができる期限(以下「納付期限」という。)、納付に必要な納付番号、納付金額等の情報(以下「納付情報」と総称する。)を登記・供託オンライン申請システムに掲示する。

2 登録免許税又は登記手数料の納付期限は、申請書情報が登記・供託オンライン申請システムに到達した日の翌日から起算して3日間とする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する休日は、この期間に算入しない。

3 登記官は、申請書情報が提供されたときは、遅滞なく、歳入金電子納付システムにより登録免許税又は登記手数料が納付されているかどうかを納付状況情報によって確認する。

4 歳入金電子納付システムにより登録免許税又は登記手数料が納付された場合には、登記所において当該納付状況情報を書面に印刷し、印刷を行った者が当該書面に押印するとともに、登記官は、改めて登録免許税又は登記手数料が納付されていることを納付状況情報によって確認した上で、当該書面に押印する。この場合において、登記官は、当該書面と申請書情報等の内容を表示した書面(他に一括して管理するものとされた書面を含む。以下同じ。)とを一括して管理する。

5 領収証書又は印紙が準則別記第24号の2様式又はこれに準ずる様式による書類(以下「登録免許税・登記手数料納付用紙」という。)に貼り付けられて窓口に出され、又は送付されたときは、当該登録免許税・登記手数料納付用紙の提出年月日欄にその日付を記載し、主任者が押印するとともに、速やかに、その申請について付与された納付番号を取り消す。

6 前項の規定により納付番号を取り消したときは、その旨が表示された納付状況情報を書面に印刷し、印刷を行った者が当該書面に押印するとともに、登記官は、領収証書又は印紙により登録免許税又は登記手数料が納付されていることを登録免許税・登記手数料納付用紙及び納付状況情報によって確認した上で、当該書面に押印する。この場合に

において、登記官は、当該書面と登録免許税・登記手数料納付用紙及び申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理する。

- 7 法令の規定により申請書情報等の内容を表示した書面を他の登記所に送付する登記の申請については、経由元登記所の登記官は、当該書面と併せて経由先登記所宛ての登記の申請に係る第4項又は第6項の規定により押印した書面（同項の場合にあっては、登録免許税・登記手数料納付用紙を含む。）を経由先登記所に送付する。
- 8 法令の規定により他の登記所から申請書情報等の内容を表示した書面が送付される登記の申請については、経由先登記所において納付状況情報を書面に印刷し、印刷を行った者が当該書面に押印するとともに、登記官は、納付状況情報（領収証書又は印紙により登録免許税又は登記手数料が納付されている場合にあっては、経由元登記所の登記官から送付された登録免許税・登記手数料納付用紙及び納付状況情報）によって登録免許税又は登記手数料が納付されていることを確認した上で、当該書面に押印する。
この場合においては、登記官は、当該書面と印刷したオンライン登記申請の受付の年月日及び受付番号を表示した書面並びに前項の規定により経由元登記所の登記官から送付された書面とを一括して管理する。

（登録免許税等の未納付の場合の措置）

第5条 登記官は、登録免許税又は登記手数料が納付されないときは、準則第50条第1項の規定にかかわらず、お知らせを作成して、登記・供託オンライン申請システムに掲示する。この場合における未納付のお知らせには、次の(1)から(4)までの事項を記録する。

- (1) 登録免許税又は登記手数料が納付されていないこと。
- (2) 納付期限（納付期限の年月日を記載することを要しない。）内でなければ、歳入金電子納付システムにより登録免許税又は登記手数料を納付することができないこと（領収証書又は印紙による納付方法についても、案内すること。）。
- (3) 補正期限（登録免許税又は登記手数料の納付に係る補正期限として定めた具体的な年月日を記載する。）内に登録免許税又は登記手数料の納付がなければ、申請を却下すること。
- (4) 管轄登記所の電話番号

2 登記官は、前項の未納付のお知らせが登記・供託オンライン申請システムに掲示されたことを確認する。

3 登記官は、前項の規定による確認をしたときは、未納付のお知らせの履歴を書面に印刷した上、印刷した書面と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理する。

(登録免許税等の納付額に不足がある場合の措置)

第6条 登記官は、納付された登録免許税又は登記手数料の額に不足があるときは、その不足額に係る補正のお知らせを準則第50条第1項に規定する補正のお知らせと一体のものとして作成し、登記・供託オンライン申請システムに掲示する。この場合における不足額に係る補正のお知らせには、次の(1)から(3)までの事項を記録する。

(1) 納付額に不足があること。

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により登記所に補正情報を提供することによって申請の補正をする場合には、改めて登記、供託オンライン申請システムに掲示される納付期限(納付期限の年月日を記載することを要しない。)内でなければ歳入金電子納付システムにより登録免許税又は登記手数料を納付することができないこと(領収証書又は印紙による納付方法についても、案内すること。)

(3) 補正期限(登録免許税又は登記手数料の納付に係る補正期限として定めた具体的な年月日を記載する。)内に登録免許税又は登記手数料の納付がなければ、申請を却下すること。

2 登記官は、前項の不足額に係る補正のお知らせが登記・供託オンライン申請システムに掲示されたことを確認する。

3 登記官は、前項の規定による確認をしたときは、不足額に係る補正のお知らせの履歴を書面に印刷した上、印刷した書面と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理する。

4 申請人等が歳入金電子納付システムにより、又は領収証書若しくは印紙を窓口に出し、若しくは送付して登録免許税又は登記手数料の不足額を納付した場合において、既に定められている補正期限後の日付をもって納付期限が定められているときは、登記官は、当該納付期限が経過するまでは補正期限を経過したとしても、登録免許税又は登記手数料の未納付を理由として、申請を却下することを要しない。

(申請の却下)

第7条 登記官は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合には、申請の補正が行われたときを除き申請を却下する。

- (1) 申請書情報に作成者として表示された申請人等とその検証結果情報に当該申請書情報に電子署名をした者として表示されたものが異なる場合（商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「法」という。）第24条第6号）
 - (2) 申請書情報についての検証結果情報により、当該申請書情報の電子署名に係る電子認証登記所の発行した電子証明書が保留されていたことが確認された場合（法第24条第6号）
 - (3) 添付書面情報の作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）として表示された者とその検証結果情報に当該添付書面情報に電子署名をした者として表示されたものが異なる場合（法第24条第8号）
 - (4) 添付書面情報についての検証結果情報により、当該添付書面情報が改ざんされていることが検知された場合（検証に失敗した場合）（法第24条第8号）
 - (5) 添付書面情報（委任状情報を除く。）についての検証結果情報により、当該添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が電子署名を行った時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合（当該電子証明書が電子署名を行った時において有効でないことが明らかでないときを除く。）（法第24条第8号）
 - (6) 委任状情報についての検証結果情報により当該委任状情報の電子署名に係る電子認証登記所の発行した電子証明書がオンライン登記申請の受付時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合（法第24条第8号）
 - (7) 申請書情報又は添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が規則第102条第3項、第4項又は第5項及び第6項に規定するものでない場合（法第24条第6号又は第8号）
- 2 前項（2）、（5）又は（6）の規定にかかわらず、当該保留が登記事項に変更を生ずべき先行する登記の申請を受け付けたことのみによるものである場合において、当該登記事項に変更を生じなかったときは、当該電子証明書が保留されていることを理由として申請を却下することを要しない。
- 3 登記官は、オンライン登記申請に伴い印鑑届書が提出されたときは、当該印鑑届書に記載された申請番号、受付番号、会社法人等番号、商号又は本店等により、どのオンライン登記申請に伴い提出された印鑑であるかを確認するとともに、申請書情報又は委任状情報に電子署名をした者として表示された申請人等（委任による代理人を除く。）の

氏名、住所及び生年月日と提出された印鑑届書に記載された氏名、住所及び生年月日とを照合する。

- 4 申請人等が領収証書又は印紙を窓口に出し、又は送付して登録免許税又は登記手数料の不足額を納付した場合には、申請書情報に記録した登録免許税又は登記手数料の額を補正させることを要しない。この場合においては、登記官は、申請書情報の内容を表示した書面に登録免許税又は登記手数料の不足額が納付されたことを明らかにする措置を施す。

(登録免許税等の納付額が過大である場合の措置)

- 第8条 申請人等が登録免許税又は登記手数料を過大に納付した場合には、申請書情報に記録した登録免許税又は登記手数料の額を補正させることを要しない。この場合においては、登記官は、申請書情報の内容を表示した書面に登録免許税又は登記手数料が過大に納付されたことを明らかにする措置を施す。

(申請の補正)

- 第9条 登記官は、準則第50条第1項に規定する補正のお知らせが登記・供託オンライン申請システムに掲載されたことを確認する。

- 2 登記官は、前項の規定による確認をしたときは、補正のお知らせの履歴を書面に印刷した上、印刷した書面と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理する。
- 3 登記官は、補正情報が提供されたときは、補正情報の内容を表示した書面及び検証結果情報を書面に印刷した上、申請書情報又は添付書面情報の調査の方法と同様の方法により調査する。
- 4 補正情報についての検証結果情報により、当該補正情報の電子署名に係る電子認証登記所の発行した電子証明書が保留されていたことが確認された場合において、その保留が当該補正の対象となる申請がされたことのみによるものであるときは、当該電子証明書は有効なものとして取り扱う。
- 5 申請人等が申請番号又は受付番号によりオンライン登記申請を特定して申請の補正に係る書面(差し替えの申請書又は添付書面を含む。)を窓口に出し、又は送付した場合(申請書情報を補正する場合にあっては、次の(1)から(4)までの申請人等の別に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める措置を施しているときに限る。)には登記官は、当該補正に応じる。

- (1) 法第 20 条の規定により管轄登記所に印鑑を提出している者（委任による代理人を除く。） 提出している印鑑の補正書への押印
 - (2) 当該申請に伴い印鑑届書を提出した者 印鑑届書に押印した当該申請人等の印鑑の補正書への押印
 - (3) 委任による代理人であって（1）の印鑑を提出しているもの（登記の申請をしている登記所と同一の登記所に印鑑を提出している者に限る。） （1）の印鑑の補正書への押印
 - (4) 委任による代理人であって（1）の印鑑を提出していないもの（委任による代理人であって（1）の印鑑を提出しているもの（（3）の者を除く。）を含む。）
補正書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任をした者の氏名及び住所（委任をした者が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名（当該代表者が法人である場合にあっては、その名称及びその職務を行うべき者の氏名。以下同じ。））が記載されるとともに、委任者の別に応じ、（1）又は（2）の措置が施されているものに限る。）の添付
- 6 登記官は、補正情報、添付書面情報及び検証結果情報の内容を表示した書面又は申請人等から提出され、若しくは送付された補正書（追完された添付書面及び前項（4）に規定する代理人の権限を証する書面を含む。）と申請書情報等の内容を表示した書面を一括して管理する。
- 7 登記官は、申請の補正があった場合には、申請書情報の内容を表示した書面に当該申請の補正があったことを明らかにする措置を施す。

（申請の取下げ）

- 第 10 条 登記官は、取下書情報が提供されたときは、取下書情報又は委任状情報及び検証結果情報を書面に印刷した上、印刷した書面と申請書情報等の内容を表示した書面を一括して管理する。
- 2 登記官は、取下書情報が提供されたときは、申請書情報の調査の方法と同様の方法により調査する。
 - 3 取下書情報についての検証結果情報により、当該取下書情報の電子署名に係る電子認証登記所の発行した電子証明書が保留されていたことが確認された場合において、その保留が取下げの対象となる申請がされたことのみによるものであるときは、当該電子証明書を有効なものとして取り扱う。

- 4 登記官は、取下書情報に不備があるときは、お知らせにより、不備のない取下書情報の送信又は第6項に規定する取下書の提出若しくは送付を求める。この場合において、登記官は、当該お知らせが登記・供託オンライン申請システムに掲載されたことを確認する。
- 5 登記官は、前項後段の規定による確認をしたときは、お知らせの履歴を書面に印刷した上、印刷した書面と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理する。
- 6 申請人等が申請番号若しくは受付番号によりオンライン登記申請を特定して申請の取下げに係る書面（以下「取下書」という。）を窓口に出し、又は送付した場合において、次の（1）から（5）までの申請人等の別に応じ、それぞれ（1）から（5）までに定める措置を施しているときは、登記官は、当該申請の取下げに応じる。
 - (1) 法第20条の規定により管轄登記所に印鑑を提出している者（委任による代理人を除く。） 提出している印鑑の取下書への押印
 - (2) 当該申請に伴い印鑑届書を提出した者 印鑑届書に押印した当該申請人等の印鑑の取下書への押印
 - (3) (1) 又は (2) の印鑑又は印鑑届書を提出していない者（委任による代理人を除く。） 取下書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書であって作成後3月以内のものの添付
 - (4) 委任による代理人であって (1) の印鑑を提出しているもの（登記の申請をしている登記所と同一の登記所に印鑑を提出している者に限る。） (1) の印鑑の取下書への押印及び申請意思の撤回による取下げの場合にあつては取下書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任者の氏名及び住所が記載されるとともに、委任者の別に応じ、(1)、(2) 又は (3) の措置が施されているものに限る。）の添付
 - (5) 委任による代理人であって (1) の印鑑を提出していないもの（委任による代理人であつて (1) の印鑑を提出しているもの（(4) の委任による代理人を除く。）を含む。） 取下書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任者の氏名及び住所が記載されるとともに、委任者の別に応じ、(1)、(2) 又は (3) の措置が施されているものに限る。）の添付
- 7 登記官は、取下書情報若しくは委任状情報及び検証結果情報の内容を表示した書面又は申請人等から提出され、若しくは送付された取下書（前項(4)又は(5)に規定する代理人の権限を証する書面を含む。）と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括し

て管理する。

(申請の却下の指示)

第11条 登記官は、端末装置を用いて申請の却下の指示をするときは、補正情報（補正期限内に登記所に到達したものに限り。）又は取下書情報が提供されていないことを確認する。

(申請の取下げ等の場合の登録免許税の還付等)

第12条 歳入金電子納付システムにより登録免許税の納付がされた申請について登録免許税の還付の通知をしたときは、申請の取下げによる還付にあつては取下書又は取下書情報の内容を表示した書面に、却下又は過大納付による還付にあつては申請の受付の年月日及び受付番号を表示した書面に、準則別記第49号様式による印版を押印した上、登記官が、押印する。

2 歳入金電子納付システムにより登記手数料の納付がされた申請について登記手数料の償還がされたときは、申請の取下げによる償還にあつては取下書又は取下書情報の内容を表示した書面に、却下又は過大納付による還付にあつては申請の受付の年月日及び受付番号を表示した書面に、償還した旨を記載した上、登記官が、押印する。

(校合)

第13条 登記官は校合をするに当たっては、取下書情報が提供されていないことを確認する。

第3章 登記情報の内容を表示した書面の取扱い

第14条 登記官は、申請人等から提供を受けた照会番号（申請人等が、登記事項証明書を添付すべき場合に当該登記事項証明書の添付に代えて提供することができる当該登記簿に係る登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けるために必要な情報をいう。）により登記情報を確認したときは、当該登記情報の内容を表示した書面と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理する。

第4章 証明書オンライン請求に関する事務

(登記手数料の納付)

第15条 登記事項証明書交付請求書情報又は印鑑証明書交付請求書情報が登記所に到達し、登記事項証明書又は印鑑の証明書の編集が行われたときは、枚数等に基づき手数料を確定し、納付情報を登記・供託オンライン申請システムに掲示する。

2 登記手数料の納付期限は、登記事項証明書交付請求書情報又は印鑑証明書交付請求書情報が登記・供託オンライン申請システムに掲示された日の翌日から起算して1日間とする。ただし、行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する休日は、この期間に算入しない。

(登記事項証明書の証明書オンライン請求)

第16条 登記官は、代表者事項証明書に係る登記事項証明書交付請求書情報が登記所に到達した場合には、当該代表者事項証明書を交付することができることを確認したときに限り、当該代表者事項証明書の編集を行う。

2 登記官は、前項の規定による確認をすることができない場合その他の登記事項証明書の交付することができない場合には、請求がエラーとなった旨を登記・供託オンライン申請システムに掲示する。この場合においては、申請人等に請求の補正を求めることを要しない。

3 登記事項証明書の認証日付は、当該証明書を編集した日付とする。

(印鑑の証明書の証明書オンライン請求)

第17条 登記官は、印鑑証明書交付請求書情報が登記所に到達した場合には、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しないことを確認したときに限り、印鑑の証明書の編集を行う。

(1) 印鑑証明書交付請求書情報に作成者として表示された申請人等とその検証結果情報に当該印鑑証明書交付請求書情報に電子署名をした者として表示されたものと異なる場合

(2) 印鑑証明委任状情報が併せて送信されていない場合（印鑑証明書交付請求書情報の作成者として表示された申請人等が請求に係る印鑑の提出者でない場合に限る。）

(3) 印鑑証明委任状情報の作成者として表示された者とその検証結果情報に当該印鑑証明委任状情報に電子署名をした者として表示されたものと異なる場合

- (4) 印鑑証明委任状情報についての検証結果情報により、当該印鑑証明委任状情報が改ざんされていることが検知された場合（検証に失敗した場合）
 - (5) 印鑑証明委任状情報についての検証結果情報により、当該印鑑証明委任状情報の電子署名に係る電子証明書が証明書オンライン請求の受付時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合
 - (6) 印鑑証明書交付請求書情報又は印鑑証明委任状情報の電子署名に係る電子証明書が規則第107条第3項において準用する規則第102条第3項、第4項又は第5項第1号及び第6項に規定するものではない場合
- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、印鑑の証明書の証明書オンライン請求について準用する。

第5章 雑則

（準用）

第18条 この規程は、その性質に反しない限り、会社以外の法人並びに投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号））、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号））及び限定責任信託（信託法（平成18年法律第108号））に係る事務について準用する。

登記研究777号（平成24年11月号）

平成28年9月26日 司法書士武田事務所／京都